

岐阜県介護職員資質向上支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護業務に従事する職員（以下「介護職員」という。）の研修の受講を支援することにより、介護職員のキャリアアップ・スキルアップを図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的を達成するため、介護サービス事業所及び介護職員が希望する研修について、研修機関との調整、研修費の一部負担による支援（予算の範囲内に限る。）を行うものとする。

(事業の対象)

- 第3条 この事業の対象となる研修は、別表に定める研修のうち、県と協議の上決定するものとする。
- 2 この事業の対象となる事業所は、岐阜県知事又は岐阜県内市町村長の指定を受けて介護保険サービスを提供する介護サービス事業所とする。
 - 3 この事業において研修に参加することができる職員は、前項の介護サービス事業所に勤務する介護職員とし、参加できる人数は、一の研修について1事業所当たり2名までとする。

(事業の申請)

第4条 この事業によるコーディネートを受けようとする介護サービス事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、岐阜県介護職員資質向上支援事業支援申請書（別添様式1）を県社協会長あてに提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 県社協会長は、支援の決定をしたときは、速やかに申請者に対し岐阜県介護職員資質向上支援事業支援決定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。

(研修費の納付)

- 第6条 県社協会長は、前条の決定をした申請者への支援として、別表の範囲内で負担するものとし研修機関に納付する。
- 2 前条の決定通知を受けた申請者は、当該通知に従って、研修費を研修機関に納付しなければならない。
 - 3 研修費を受講者である職員が負担する場合にあっては、第1項の県社協の負担を除いた額とする。

(支援の中止)

- 第7条 申請者は、事業の対象となった受講者が当該研修を受講しない場合は、ただちにその旨を県社協会長及び研修機関に連絡しなければならない。
- 2 前項の場合、県社協は支援を行わないこととする。
 - 3 第1項の場合において、県社協が研修機関に前条第2項の研修費を納付済みであって、かつ、当該研修費が県社協に返還されない時は、申請者は県社協に納付済の金額を支払わなければならない。

(受講結果の報告)

第8条 研修機関の長は、この支援事業の対象となった受講者の受講状況について、研修終了後速やかに県社協会長あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表

対象となる研修	対象となる研修費	割合および負担額
<ul style="list-style-type: none">・岐阜県が主催（委託を含む。）する研修・県社協が主催するキャリアパス対応生涯研修課程および課題別研修・社会福祉法人 岐阜県福祉事業団が主催する研修	<ul style="list-style-type: none">・研修受講料（参加費）・テキスト代	<ul style="list-style-type: none">・1／2以内 但し、1万円を上限とする。 （百円未満切り捨て）